

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付す。

令和8年9月11日

支出負担行為担当官

熊本防衛支局長 小長 大輔

1 工事概要

(1) 工事名 鹿屋（8）電源室新設等電気その他工事

(2) 工事場所 鹿児島県鹿屋市

(3) 工事内容 本工事は、以下の工事を行うものである。

- ・電源室新設（鉄筋コンクリート造平屋建て 延べ面積約 350m²）
に係る電気設備及び通信工事 一式

- ・航空灯火設備に係る電気設備工事 一式

- ・燃料施設（フィーリングスタンド）新設
に係る電気設備及び通信工事 一式

(4) 工期 契約締結日の翌日から令和11年2月28日まで

ただし、燃料施設整備については令和10年2月28日までとする。

(5) 使用する主要な資機材 無し

(6) 本工事は、入札時に「企業による技術提案」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を実実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行対象工事である。

(7) 本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。本方式では、入札時において発注者が入札時積算数量を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができる。

なお、入札時積算数量書に記載された積算数量については、当該積算数量に基づく工事費内訳明細書の提出や契約締結後における工事の施工を求めるものではない。

(8) 受注者は、入札時積算数量書に記載された積算数量に疑義が生じた場合は、直ちに協議を求めるものとする。ただし、当該疑義に係る積算数量の部分の工事が完了した場合、協議を求めることができないものとする。

(9) 受注者からの請求による(7)の協議は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する工事費内訳明細書における当該数量とが同一であ

ると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。

(10) (7)の協議（発注者が請求する場合も含む。）は、入札時積算数量書に基づき行うものとする。ただし、入札時積算数量書の細目別内訳において数量を一式としている細目（設計図書において施工条件が明示された項目を除く。）を除く。

(11) (7)の協議の結果、入札時積算数量書に記載された積算数量に訂正が必要となった場合は、契約書、設計図書及び数量基準に定めるところによるものとする。

(12) 本工事は、現場閉所により週休2日を確保する「完全週休2日制工事（土日）」の試行対象工事である。

(13) 本工事は、賃上げを実施する中小企業等に対して総合評価における加点を行う工事である。

(14) 本工事は、受注企業の支援を前提とした監理技術者等に求める同種工事の経験の大幅な緩和を行う試行工事である。なお、契約後は、企業としての監理技術者等支援策を施工計画書等に記載し提出するものとし、監理技術者等支援を未実施の場合には、工事成績評点を減ずることとする。

(15) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

(16) 本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムで行う工事である。ただし、電子入札システムにより難しいものは、発注者に申請のうえ紙入札方式（電子入札システムを利用しない入札手続きをいう。以下同じ。）に代えるものとする。申請の方法は、入札説明書による。

(17) 見積参考資料の交付について

本工事は、一般競争参加資格確認申請書を提出し、競争参加資格があると認められた者に対し、入札説明書に示す入札書の提出期限の6日前（行政機関の休日を除く）までに見積参考資料を交付する試行工事である。

なお、「見積参考資料」は、建設工事請負契約書第1条の設計図書には該当せず、見積書作成の参考資料であり、その有効期限は本工事の開札日までとする。

(18) 指定品目の精算について

本工事に含まれる指定品目の精算に当たっては、建設工事請負契約書第27条第5項に基づく請求（単品スライド）があった場合において指定品目を1品目としてスライド判定を行う（「特例措置」）又は、実際の購入金額を基に設計変更を行うことを受注者が選択可能である。

(19) 単品スライドの「特例措置」による精算について

特記仕様書に記載する指定品目については、契約後に建設工事請負契約書第27条第5項（単品スライド）による請求があった場合、1品目としてスライド判定を行う（「特例措置」）ものとする。

(20) 指定品目の設計変更による精算について

特記仕様書に記載する指定品目については、実際の購入金額を基に設計変更を行うことが可能である。ただし、指定品目に係る別途調達経費についての設計変更内容は、工事請負契約書第27条（スライド条項）の対象外とする。なお、全体スライド又はインフレスライド請求があった場合には、労務費のみスライドの対象とする。

(21) 本工事は、契約手続に係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

(22) 図面に記載されている工事の一部については、予算の都合により別途工事を発注することとし、予算成立後に工事内容の公示を行い、本工事受注者の他に入札参加を希望する者がいないことを確認したうえで、本工事受注者との随意契約を予定している。

ただし、本工事の受注者以外から入札参加希望があり、競争入札に参加させることが適当と判断された場合は、一般競争入札とする。

(23) 上記の別途工事については、工事の一体性に鑑み、本工事契約の落札率を踏まえて契約するものである。

2 競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている単体有資格業者等（以下「単体」という。）又は、次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和 8 年 9 月 11 日付熊本防衛支局長）に示す手続きに従い、鹿屋（8）電源室新設等電気その他工事に係る特定建設工事共同企業体として資格審査結果の通知を受けた者であること。

(1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

(2) 防衛省における令和 7・8 年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「電気工事」で級別の格付を受け、熊本防衛支局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

(3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2) の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 防衛省競争参加資格の「電気工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記 3 の経営事項評価数値欄の点数）が 1,000 点以上であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は 870 点以上であること。

(5) 施工実績

ア 単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、同種工事として平成 23 年 4 月 1 日以降入札公告日までに、次の(イ)又は(イ)のいずれかを施工した実績を有すること。

(イ) 元請けとして完成・引渡しが完了した国内における工事のうち、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注したもので、航空灯火設備または電源室（受電所含む）で、新設又は改修の電気設備工事（建設共同企業体の構成員としての実績が認められる出資比率については、入札説明書による。）。

(イ) 防衛省発注の建築工事、土木工事、電気設備工事、機械設備工事及び通信工事の5職種のうち複数の職種の工事を一括で発注した工事（以下、「総合発注工事」という。）の一次下請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、航空灯火設備または電源室（受電所含む）で、新設又は改修の電気設備工事。

イ 特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、同種工事として平成 23 年 4 月 1 日以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した国内における工事のうち、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、新設又は改修建物の電気設備工事（建設共同企業体の構成員としての実績が認められる出資比率については、入札説明書による。）を施工した実績を有すること。

ウ 施工実績は、工事成績の評定点が 65 点未満のものを除くこと。工事成績のない工事、あるいは評定点を未受領の工事については、検査に合格していることを証明する資料をもって 65 点以上の工事とみなすものとする。

(6) 工事全般の施工計画が適正であること。

(7) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。ただし、配置予定の監理技術者等の配置は、別表①のとおりとする。

ア 1 級電気工事施工管理技士又は同等以上の資格を有する者

イ 同種工事として、平成 23 年 4 月 1 日以降入札公告日までに、完成・引渡しが完了した工事のうち、航空灯火設備又は建物（鉄筋コンクリート造及び鉄骨造のいずれか）で、新設又は改修の電気設備工事を施工した経験を有する者（原則、当該工事の現場施工期間の 1 / 2 以上の期間の経験を有していること。現場施工期間とは、求める同種工事についてのものであり、契約工期のうち準備工期間、工事完成検査後の後片付け等のみが残っている期間及び同種工事以外の工事の期間を除いた期間をいう。）。

ただし、工事成績の評定点が 65 点未満のものを除く。工事成績のない工事、あるいは評定点を未受領の工事については、検査に合格していることを証明する資料をもって 65 点以上の工事とみなすものとする。

ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

エ 配置予定の監理技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

なお、その旨を明示することができる資料を提出するものとする。また、提出がなされない場合は入札に参加できないことがある。

オ 本工事は、建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。

カ 将来予定される本工事の残余部分の工事（後工事）に当たっては、本工事の監理技術者等が兼ねることができる。

(8) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、熊本防衛支局長から工事請負契約等に係る指名停止等

の措置要領について（防整施（事）第 150 号。28. 3. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。

- (9) 熊本防衛支局が発注した「 電気工事 」のうち、令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日に完成・引渡しが完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が 65 点以上であること。
- (10) 上記 1 に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）と本工事の申請者は資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (11) 入札に参加しようとする者の間に資本関係、人的関係又はそれらと同視しうる関係がないこと。
- (12) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。
- (13) 情報保全に係る履行体制について懸念が存在する者又は業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は入札参加を認めない。

3 総合評価に関する事項

(1) 評価項目

本工事の評価項目は、次のアからオとし、詳細は入札説明書による。

ア 企業による技術提案

「本工事における施工品質の確保、施工精度の信頼性向上及び資機材の計画的な調達についてどのような配慮を行うか。」

イ 工事全般の施工計画（当該工事における施工上配慮すべき事項等の技術的所見）

ウ その他（ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価等）

エ 賃上げの実施を表明した企業等

オ 施工体制

(2) 総合評価の方法

ア 標準点 要求要件を満たしている者に標準点として 100 点を付与する。

イ 加算点 予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という）の制限の範囲内の入札参加者のうち、技術資料及び技術提案書（以下「技術資料等」という。）の内容に応じ、(1)アからエの評価項目ごとに評価を行った結果、得られた「評価点数の合計値」を加算点として付与する。なお、加算点の最高点数は 44 点とする。

ウ 施工体制評価点 「施工体制評価点」は(1)オの評価項目について最高 30 点の評価点を付与する。ただし、施工体制が十分に確保されない場合、契約の内容に適合した履行がされないおそれがある場合又は品質確保のための施工体制及びその他の施工体制が著しく確保されないおそれがある場合、減点を行う。

また、施工体制評価点の低いものに対しては、「評価点数の合計値」を減ずる場合がある。

エ 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

オ (1)アの評価項目（企業による技術提案）を行わない者にあつては、(1)イからオの評価項目の評価内容に応じた加算点を算出し付与する。

(3) 施工体制の確認のため、ヒアリングを行う。

(4) 落札者の決定方法

ア 入札参加者は、価格及び(1)をもって入札に参加し、次の各要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

(ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内である。

(イ) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）を下回らない。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

なお、評価値が基準評価値を上回っていても、減点評価により技術評価点が標準点（100点）を下回る場合は、落札者の対象外とする。

イ 上記の場合において、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。

(5) その他 受注者の責めに帰すべき事由により入札時の(1)の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして、工事成績評定を減ずることとし、1工事最大10点減ずる。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒862-0901 熊本県熊本市東区東町1-1-11

熊本防衛支局 総務課 契約室

TEL 096-368-2174

FAX 096-368-0512

メールアドレス ks-km-keiyaku@ext.kyushu.rdb.mod.go.jp

(2) 入札説明書の交付期間等

ア 交付期間 入札公告日から開札日の前日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日を除く。）

の毎日、午前9時から午後6時まで

イ 交付場所 防衛施設建設工事電子入札システムセンター

<https://www.dfeg.mod.go.jp>

ウ 交付方法 全て、電子データで交付を行う。

文書類：PDF

図面類：PDF

数量表等：Excel

申請書類：Word、Excel

なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。

エ 使用条件 ダウンロードした資料の取扱いに関する利用規則に同意する。

オ その他 通信環境の不具合等のため、希望する者は電子情報の提供を依頼することができる。

この場合、(1)へ事前にその旨の連絡を入れると共に「図面データの取扱いに関する同意事項」（会社名等を記載済みのもの）、データを保存するために必要な、CD-R（未使用に限る。）1枚及び着払いのラベル（宅配業者の場合）又は切手（日本郵便の場合）を貼付した返信用の封筒を同封し、持参、郵送又は託送により提出する。

なお、この対応により被った不利益や損害については、一切補償しない。

※「図面データの取扱いに関する同意事項」の書式については、九州防衛局ホームページより入手可能である。

(<https://www.mod.go.jp/rdb/kyushu/contract/construction/index.html>)

(3) 申請書及び技術資料等の提出期限等

ア 提出期限 別表③のとおり

イ 提出方法 電子入札システムにより提出する。また、紙入札方式による場合は、(1)に持参、郵送、託送又は電子メールにより提出する。詳細は入札説明書による。

(4) 入札書の受領期限等

ア 受領期限 別表⑬のとおり

イ 提出方法 電子入札システムにより提出する。ただし、紙入札方式による場合は、(1)に持参、郵送又は託送により提出する。詳細は入札説明書による。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 別表⑮のとおり

イ 場所 熊本防衛支局 会議室

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行熊本市内代理店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁 熊本防衛支局）又は銀行等の保証（取扱官庁 熊本防衛支局）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行いまたは銀行等もしくは保証事業会社の契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

ア 提出期間 別表⑭のとおり

イ 提出場所 上記 4 (1)に同じ。

ウ 提出方法 書類の提出は、持参又は郵送等により行うものとする。

- (3) 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行熊本市内代理店）。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行熊本市内代理店）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 熊本防衛支局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は請負代金額の 10 分の 3 以上とする。

- (4) 入札の無効 次に掲げる入札は無効とする。

ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札

イ 申請書又は技術資料等に虚偽の記載をした者の入札

ウ 入札に関する条件に違反した入札

- (5) 配置予定の監理技術者等の確認 落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定の監理技術者等の変更を認めない。

- (6) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第 85 条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第 86 条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。

- (7) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

- (8) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

- (9) 低入札価格調査を受けた者との契約については、前払金の割合を請負代金額の 10 分の 2 以内とする。

- (10) 契約書作成の要否 要

- (11) 関連情報を入手するための照会窓口 上記 4 (1)に同じ。

- (12) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加 上記 2 (2)から(4)までに掲げる事項を満たしていない者も上記 4 (3)により申請書及び技術資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において、上記 2 (2)から(4)までに掲げる事項を満たし、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

- (13) 詳細は、入札説明書による。

【入札手続日程表】

別表

①	配置予定技術者の専任期間	令和9年1月から工期末まで
②	入札説明書等の交付期間	令和8年9月11日(金)から令和8年11月26日(木)までの9時00分から18時00分まで（ただし、最終日は17時00分まで）（行政機関の休日を除く）
③	申請書、技術資料及び技術提案書の提出期間	令和8年9月11日(金)から令和8年10月9日(金)までの9時00分から18時00分まで（ただし、最終日は12時00分まで）（行政機関の休日を除く）
④	見積等活用方式による見積等の提出期限	-
⑤	見積等の作成に関する質問の提出期間	-
⑥	見積等の作成に関する質問の回答期間	-
⑦	提出された見積等のヒアリングによる確認期間及び実施場所	-
⑧	競争参加資格の確認通知	令和8年10月28日(水)まで
⑨	競争参加資格がない理由の説明要求期間	競争参加資格の確認通知日から令和8年11月5日(木)までの9時00分から18時00分まで（ただし、最終日は17時00分まで）（行政機関の休日を除く）
⑩	競争参加資格がない理由の説明要求に係る回答期限	令和8年11月6日(金)
⑪	入札説明書に対する質問の提出期間	令和8年9月11日(金)から令和8年11月2日(月)までの9時00分から18時00分まで（ただし、最終日は17時00分まで）（行政機関の休日を除く）
⑫	入札説明書に対する質問の回答書の閲覧期間	令和8年9月11日(金)から令和8年11月12日(木)まで
⑬	入札書の受付期間	令和8年11月11日(水)から令和8年11月13日(金)までの9時00分から18時00分まで（ただし、最終日は12時00分まで）（行政機関の休日を除く）

⑭	入札保証金の納付等に係る書類の提出期間	令和8年10月28日(水)から令和8年11月13日(金)までの9時00分から18時00分まで（ただし、最終日は12時00分まで）（行政機関の休日を除く）
⑮	開札の日時	令和8年11月27日(金) 15:00
⑯	施工体制の審査に係るヒアリング実施期間	令和8年11月27日(金)から令和8年12月10日(木)まで
⑰	ヒアリング追加資料の提出要求期限	令和8年11月27日(金)
⑱	ヒアリング追加資料の提出期限	令和8年12月3日(木)17時00分まで

（紙入札方式の場合は、各期間の9時00分から17時00分まで（12時00分から13時00分までの間を除く）。最終日は、別表欄に記載の時刻必着とする。）

（行政機関の休日とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日をいう。）